

温室効果ガス排出量検証報告書

日本電気株式会社 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、日本電気株式会社が作成した「Scope3 算定報告書」(以下、「算定報告書」という。)が、同社により作成された「Scope3 算定の考え方」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。

検証の目的は、算定報告書の2023年度(2023年4月1日~2024年3月31日)のScope3 温室効果ガス(GHG)排出量(全15カテゴリ:カテゴリ1~15)*を客観的に評価し、同社のGHG排出量の算定の信頼性をより高めることにある。

※ 1 購入した製品・サービス、2 資本財、3 Scope1,2 に含まれない燃料及びエネルギー活動、4 輸送、配送(上流)、5 事業から出る廃棄物、6 出張、7 雇用者の通勤、8 リース資産(上流)、9 輸送、配送(下流)、10 販売した製品の加工、11 販売した製品の使用、12 販売した製品の廃棄(13 リース資産(下流)、14 フランチャイズ、15 投資については対象が無いことを検証)

2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲はScope3のGHG排出量であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は排出量の5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲はNECグループである。

検証では、算定ルールの確認のため統括機能の検証を実施し、引き続き算定対象範囲の確認、算定シナリオとアロケーションの確認、算定・集計体制の確認、排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした算定報告書の2023年度のGHG排出量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

算定報告書の算定責任は日本電気株式会社にあり、GHG排出量検証の結論に関する責任は当機構にある。日本電気株式会社と当機構の間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事 浅田純男

